

青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務

(2) 事業の目的

様々な木製品や多量の人骨など、青谷上寺地遺跡が最盛期を迎えた弥生時代後期の社会を考える上で極めて重要な遺物が出土した溝状遺構（SD38）について現地で展示・解説するための遺構展示施設を整備する。

当該事業の実施に当たり、展示設計業務に専門的な知識・経験を有する民間事業者等に業務委託することとし、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により、受注者を選定する。

(3) 業務の内容

別添1「青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(5) 予算額

金12,309千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる単独事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 法人格を有すること。

ウ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その営業種目が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 平成28年度以降に遺跡の保存活用に係る展示施設の展示設計業務を受託し、完了した実績を有すること。

(2) 共同事業体による参加

構成員が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することにより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成員が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成員のうち、いずれかが（1）ウ及びキの条件を満たしていること。

ウ 共同事業体の全ての構成員が（1）ア、エ及びオを全て満たしていること。

- エ 各構成員が、本プロポーザルにおいて、他の共同事業体の構成員になることはできない。
また、共同事業体の構成員でありながら、単独事業者として提案を行うことは認めない。
- オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 事業所の所在地
 - (エ) 成立の時期及び解散の時期
 - (オ) 構成員の住所及び名称
 - (カ) 代表者の名称
 - (キ) 代表者の権限
 - (ク) 構成員の出資の割合
 - (ケ) 運営委員会
 - (コ) 構成員の責任
 - (サ) 取引金融機関
 - (シ) 決算
 - (ス) 利益金の配当の割合
 - (セ) 欠損金の負担の割合
 - (ソ) 権利義務の譲渡の制限
 - (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - (チ) 構成員の除名
 - (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (テ) 解散後の契約不適合責任
 - (ト) 解散後の著作権
 - (ナ) その他必要な事項

3 募集方法

青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を、令和8年7月10日（金）から同年8月10日（月）までの間、鳥取県公式ホームページ【とりネット】の鳥取県立青谷かみじち史跡公園ページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>) に掲載する。

4 参加申込書の提出について

本プロポーザルに参加に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2-1号又は様式第2-2号）
- ウ 事業者概要及び事業実績（様式第3号）※共同事業体の場合は、構成員全てのもの
- エ 共同企業体にあつては、協定書の副本

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 本件公告日から令和8年7月31日（金）の間（休園日である令和8年7月27日（月）を除く）の午前9時から午後5時までとし、郵送及び電子メールによる場合は同月31日（金）午後5時までに到着しているものに限って受け付ける。

- イ 提出場所 16の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法
持参、郵送及び電子メールの方法による。

5 参加資格の確認審査

- (1) 4により提出のあった書類を審査の上、本プロポーザルへの参加資格の有無を確認する審査を行い、その結果を令和8年8月3日(月)までに通知する。
- (2) (1)により本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長(以下「所長」という。)に対し、本プロポーザルへの参加資格がないとした理由について、令和8年8月4日(火)正午までに書面(任意様式)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、所長は、説明を求めた者に対し、令和8年8月5日(水)までに回答する。
- (4) 本プロポーザルへの参加は、(1)の通知により参加資格を有すると確認を受けた者に限る。

6 質問の受付について

- (1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和8年7月27日(月)午後5時までの間に電子メール(送信先:aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp)により質問すること(様式自由)。
- (2) 質問とその回答は、令和8年7月29日(水)までに全参加申込者に電子メールで送信するとともに鳥取県公式ホームページ【とりネット】の鳥取県立青谷かみじち史跡公園ページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>)に掲載する。

7 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は別添2「青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル提案書作成要領」に定めるところによる提出書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出するものとする。

8 審査会の設置

- (1) 企画提案書等の順位を決定するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(青谷かみじち史跡公園関連イベント業務プロポーザル審査会)(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案書等の順位を審議し、最優秀提案者を選定する。
- (3) 審査会は審査委員5名(うち有識者4名)で構成する。
- (4) 審査に当たっては、参加申込者によるプレゼンテーションを実施するとともに、質疑応答の内容を踏まえて評価を行う。

9 企画提案書等のプレゼンテーション

次により、企画提案書等に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション日時
令和8年8月29日(土)(時間については参加申込者に別途通知する。)
- (2) プレゼンテーション場所
青谷かみじち史跡公園 ガイダンス棟 体験学習室(鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地)
- (3) プレゼンテーション持ち時間等
プレゼンテーションは、40分程度、参加人数は3名以内とする。(企画提案書等の説明

20分程度、質疑応答20分程度)

(4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、発注者が準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加申込者が準備すること。

(5) その他

企画提案書等提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加申込者に別途通知する。

10 評価・選定方法及び審査結果の通知

(1) 評価項目及び配点は、別添3「青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）」3のとおりとし、評価・選定は評価要領4及び5（1）により行うものとする。

(2) 最優秀提案者は、評価要領5（2）の規定により選定する。

(3) 審査結果は、鳥取県公式ホームページ【とりネット】の鳥取県立青谷かみじち史跡公園ページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>）で公表するとともに、参加者全員に通知する。また、公表の内容のうち審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

(4) 審査の経緯は公表しない。

(5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約の締結

(1) 10により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含むものとする。

なお、事業の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

また、情勢により契約締結前に本業務が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。

(2) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

1 2 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 3 委託料の支払

委託料は、原則精算払とする。ただし、契約時に定める支払計画の範囲内において、発注者が必要と認める場合に、受注者の請求により概算払することができるものとする。

1 4 事業の要件に反した場合の取扱い

受注者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、発注者は委託契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1 5 その他の留意事項等

- (1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- (3) 企画提案書等提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
- (4) 企画提案書等の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的には、無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

なお、発注者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

- (6) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

ア 17（7）の提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 5（1）の通知により参加資格を有すると確認を受けていない者から企画提案書等が提出された場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、本業務の受

注者を選定するために実施するものである。したがって、提案内容の充実を図る等の理由により、契約締結までに発注者と最優秀提案者で詳細な内容について協議を行うことを前提としており、必ずしも企画提案書等の内容どおりに業務を実施するものではない。

- (8) 本業務の契約に当たり、契約書を作成するものとする。また、最優秀提案者に選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。
- (9) 著作権の取扱い
 - ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては参加申込者に帰属するものとする。
 - イ 最優秀提案者に選定されなかった参加申込者の企画提案書等に係る著作権は、参加申込者に帰属するものとする。
 - ウ 発注者は、参加申込者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (10) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

1.6 問合せ先・各種書類提出先

〒689-0534 鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

電話：0857-30-4110

ファクシミリ：0857-30-4115

電子メール：aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/

1.7 全体スケジュール

- (1) 企画提案の募集開始 令和8年7月10日（金）
- (2) 質問書の受付期限 令和8年7月27日（月）午後5時
- (3) 質問に対する回答期限 令和8年7月29日（水）
- (4) 参加申込書の提出期限 令和8年7月31日（金）午後5時
- (5) 参加資格者有無通知期限 令和8年8月3日（月）
- (6) 決定理由説明要求期限（資格なしの者） 令和8年8月4日（火）正午
- (7) 企画提案書等提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時
- (8) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） 令和8年8月29日（土）
- (9) 審査結果の通知 令和8年9月上旬
- (10) 契約締結の協議及び見積書依頼 令和8年9月上旬
- (11) 契約締結 令和8年9月下旬